

検査を実施する産地品種銘柄について

平成21年4月6日、農林水産省告示により農産物規格規程の一部が改正され、農産物検査を行う産地品種銘柄は、登録検査機関が必ず検査をしなければならない「必須銘柄」と検査を行うかを選択する「選択銘柄」に設定されました。

当JAは、農産物規格規程に基づく産地品種銘柄の検査については、下記の産地品種銘柄の検査を実施します。

記

1. 実施期間 平成29年7月30日～次回改定まで
2. 種類及び産地品種銘柄

■宮城県統一の必須銘柄

種類	産地品種銘柄
水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米	ササニシキ、ひとめぼれ、まなむすめ
水稲もちもみ及び水稲もち玄米	みやこがねもち
普通小麦	あおぼの恋、シラネコムギ、ゆきちから
普通小粒大麦	シュンライ、ミノリムギ
普通大豆及び特定加工用大豆（大粒大豆及び中粒大豆）	あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ、ミヤギシロメ
普通大豆及び特定加工用大豆（小粒大豆及び極小粒大豆）	すずほのか

■選択銘柄(登録検査機関が選択した銘柄)

種類	産地品種銘柄
水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米	かぐや姫、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササングレ、たきたて、つくばSD1号、つや姫、東北194号、トヨニシキ、ミルクイーオン、萌えみのり、だて正夢
水稲もちもみ及び水稲もち玄米	ヒメノモチ、もちむすめ
醸造用玄米	蔵の華、ひより
普通小麦	銀河のちから
普通大豆及び特定加工用大豆（大粒大豆及び中粒大豆）	あきみやび